

たか はま ちょう  
高浜町

しょく しゃ ふく し  
障がい者福祉ガイドブック



おもふくし 主な福祉サービス一覧表	いちらんひょう	2
1. 障がい者手帳の交付	3	
2. 税金・公共料金	4	
3. 交通・自動車	6	
4. 年金・手当	8	
5. 自立支援医療制度	10	
6. 医療費の助成	12	
7. 障害福祉サービス	14	
8. 補装具費・日常生活用具	18	
9. 日常生活支援	20	
10. その他の事業	22	
11. 相談窓口・関係者連絡先	23	



この障がい者福祉ガイドブックは…

- 令和6年3月現在の内容で作成しています。
- 主に身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び一部難病の人が対象になります。
- 保健福祉課が編集を行いましたが、紙面の都合上、本文は簡略な内容になっており、また、法律の改正などで内容が変更になることもありますので、詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。
- 法律名や法律上の名称などを除き、「障害」の表記をせず「障がい」と一部ひらがな表記をしています。

おもふくし いちらんひょう しょう ていどべつ  
主な福祉サービス一覧表 (障がい程度別)

○…ほぼ該当

△…一部該当

区分	身体障害者手帳						療育手帳		精神障害者保健 福祉手帳			ページ
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B	1級	2級	3級	
税金関係	所得税・住民税の控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4
	相続税の控除	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	自動車税 軽自動車税の減免	△	△	△	△	△	△	△	△			5
料金の割引等	NHK 放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	5
	携帯電話料金の割引	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	5
	JR 旅客運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○			6
	バス運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	
	航空運賃の割引	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	タクシー料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○			
	タクシー初乗り料金助成	○	△	△				○		○	○	
	有料道路通行料の割引	○	○	△	△	△	△	○				7
年金・手当	障害基礎年金 障害厚生年金	国民年金法・厚生年金法施行令の障がい等級表による										8
	特別障害者手当	△	△				△		△			
	障害児福祉手当	△	△				△		△			
	特別児童扶養手当	△	△	△	△		△	△	△	△	△	9
医療	自立支援医療制度 (更生・育成・精神)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	10
	重度障害者等 医療費助成事業	○	○	○	○		○	△	○	○		12
日常生活支援	補装具の交付・修理	△	△	△	△	△	△					18
	日常生活用具給付事業	△	△	△	△	△	△	△				19
	住宅改造助成事業	△	△									20
	日中一時支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	移動支援事業	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

年齢や所得、障がい状態により該当しない場合がありますので、詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。  
なお、この表に記載している制度は、一部です。

# 1. 障がい者手帳の交付

## 身体障害者手帳

問い合わせ

ほけん ふくしか

保健福祉課 電話：72-5887

みらいか

こども未来課 電話：72-6154

身体障害者手帳は、身体に障がいのある人が、各種の公的なサービスを受けるために必要となるものです。

身体障害者手帳には、障がいの程度により重い方から順に1級から6級までの等級があります。等級は、福井県などにより指定された医師の意見を参考にして福井県知事が決定し交付します。手帳の交付には申請が必要です。申請書・診断書は保健福祉課・こども未来課にあります。

診断書は、病院で記入していただきますが、診断書作成料は、自己負担となります。

### ●障がいの種別

- ・視覚障がい
- ・聴覚障がい
- ・平衡機能障がい
- ・音声・言語障がい
- ・そしゃく機能障がい
- ・肢体不自由
- ・心臓機能障がい
- ・じん臓機能障がい
- ・呼吸器機能障がい
- ・ぼうこう・直腸機能障がい
- ・小腸機能障がい
- ・免疫機能障がい
- ・肝臓機能障がい

## 療育手帳

問い合わせ

ほけん ふくしか

保健福祉課 電話：72-5887

みらいか

こども未来課 電話：72-6154

療育手帳は、各種の援助や相談を受けやすくするため、一般的知的機能が平均よりも低く、同時に適応行動に障がいを伴う状態で、それが18歳までに現れた人に対して、福井県知事から交付されるものです。療育手帳には障がいの程度により、A1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の区分があります。手帳の交付には申請が必要です。申請書は保健福祉課・こども未来課にあります。

## 精神障害者保健福祉手帳

問い合わせ

ほけん ふくしか

保健福祉課

電話：72-5887

みらいか

こども未来課 電話：72-6154

精神疾患有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人の申請に基づいて福井県知事から交付されるものです。障がいの程度は、重い方から順に、1級・2級・3級に分けられ、有効期間は2年間です。精神障がい者に関するいろいろなサービスを受けるためには、原則として精神障害者保健福祉手帳の交付を受ける必要があります。

### 申請に必要なもの

申請内容		持参するもの			
		診断書 (所定様式・ 指定医作成)	顔写真 (縦4cm×横3cm 無帽子)	マイナンバー ※1	障がい者手帳
身体障害者手帳	新規	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	△ (本人確認)	—
	更新・追加	<input type="radio"/>			○
	再交付 (紛失・破損)	—			△ (破損)
療育手帳	新規	※2	<input type="radio"/>	△ (本人確認)	—
	更新				○
	再交付 (紛失・破損)	—			△ (破損)
精神障害者 保健福祉手帳	新規	△ (診断書または 障害年金証書)	<input type="radio"/>	○ (マイナンバー 申請書記入)	—
	更新				○
	再交付 (紛失・破損)	—			○

※1 マイナンバーカード、またはマイナンバーを確認できるものと本人確認書類。

※2 療育手帳は、申請後に福井県の機関による判定（検査及び面談）を受ける。

※3 各申請書は、保健福祉課・こども未来課にあります。自署の場合は、押印は不要です。

## 2. 税金・公共料金

### 税金の控除・減免

この税金の控除を受けようとする場合、勤務先または年金の支払者からの報告がない場合は、毎年、小浜税務署または町役場等に確定申告が必要となります。

#### 所得税の控除

問い合わせ 小浜税務署 電話：52-1008

障がい者が、12月31日現在において、所得税の納税義務者本人または納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族である場合に、次の額の控除が受けられます。

障害者控除	特別障害者控除
(1) 3級～6級までの身体障害者手帳をお持ちの方 (2) B1・B2の療育手帳をお持ちの方 (3) 2級・3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	(1) 1級・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 (2) A1・A2の療育手帳をお持ちの方 (3) 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
所得金額から27万円が控除されます。	所得金額から40万円が控除されます。 ※控除対象配偶者または扶養親族が同居の場合には、75万円が控除されます。

#### 住民税の控除（町県民税）

問い合わせ 税務課 電話：72-7707

障害者控除	特別障害者控除
(1) 3級～6級までの身体障害者手帳をお持ちの方 (2) B1・B2の療育手帳をお持ちの方 (3) 2級・3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	(1) 1級・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 (2) A1・A2の療育手帳をお持ちの方 (3) 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
所得金額から26万円が控除されます。	所得金額から30万円が控除されます。 ※控除対象配偶者または扶養親族が同居の場合には、53万円が控除されます。
本人の合計所得金額が135万円以下であるときは非課税となります。	

※所得税の確定申告または、勤務先での年末調整で障害者控除を受けた人は、手続きは不要です。

#### 相続税の控除

問い合わせ 小浜税務署 電話：52-1008

相続人が85歳未満の障がい者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引くことができます。

##### ● 障害者控除を受けることができる人

- ・財産の取得時に日本国内に住所があること
- ・財産の取得時に障がい者であること
- ・財産を取得した人が法定相続人であること

##### ● 障害者控除の額

相続する年齢や、手帳の等級により異なりますので、詳しくは小浜税務署等へお問い合わせください。

## 問い合わせ

じどうしゃぜい れいなんしんこうきょくぜいむぶ  
自動車税：嶺南振興局税務部

電話：56-2223

けいじどうしゃぜい ゼイムカ  
軽自動車税：税務課

電話：72-7707

## 自動車税・軽自動車税の減免

### ● 減免の対象となる障がい者手帳の範囲

- 療育手帳 A1・A2
- 精神障害者保健福祉手帳 1級（自立支援医療の公費負担を受けている方）
- 身体障害者手帳（下表の等級に該当する人）

視覚障がい	1級～4級
聴覚障がい	2級・3級
平衡機能障がい	3級
音声・言語・そしゃく機能障がい	3級（喉頭摘出によるものに限る）
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上肢 1級・2級</li> <li>○下肢 1級～6級 ※4級～6級は障がい者本人の運転に限る</li> <li>○体幹 1級～3級、5級 ※5級は障がい者本人の運転に限る</li> <li>○乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい 上肢機能 1級・2級</li> <li>※移動機能 1級～6級、障がい者本人運転以外は1級～3級</li> </ul>
内部障がい	1級～3級

※減免は、個別の障がいの等級によって判断しますので、身体障害者手帳の等級が、複数の障がいを併せて該当する等級となっている場合には、減免の対象とならないことがあります。

## 料金の減免・割引

### エヌエイチケー ほうそう じゅしんりょう げんめん NHK放送受信料の減免

## 問い合わせ

ほけん ふくしか 保健福祉課 電話：72-5887

全額免除	半額免除
世帯構成員のどなたかが障がい者の手帳をお持ちで、世帯全員が住民税非課税の場合	<p>次のいずれかに当てはまる人が、世帯主でかつ受信契約者の場合</p> <p>※視覚・聴覚障がい者（身体障害者手帳をお持ちの方）</p> <p>※重度の障がい者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳 1級または2級</li> <li>療育手帳 A1 または A2</li> <li>精神障害者保健福祉手帳 1級</li> </ul>

### ● 申請方法

保健福祉課に申請書があります。手帳と印鑑を持参して、申請書証明欄に証明を受けた後、NHK放送へご提出ください。

※なお、毎年減免要件の調査があり、免除の要件から外れた場合は、通常料金となります。

## 携帯電話料金の割引

## 問い合わせ

りょう けいたい でんわ ご利用の携帯電話会社

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、携帯電話の割引を受けることができる場合があります。割引率は各携帯電話会社で異なります。利用は事前の申し込みが必要となりますので、ご利用の携帯電話会社にお尋ねください。

# 3. 交通・自動車

## JR (ジェイアール) 旅客運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳を持っている人は、手帳を提示すると次の割引があります。  
詳細は利用前にJR窓口でご確認ください。

対象者	乗車券種別	割引率
第1種障がい者と介護者1名	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割引
第1種障がい者とその介護者 または12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5割引
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	5割引

## バス運賃の割引

対象者	割引内容	手続き内容
第1種の身体障害者手帳または療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を持っている人	本人・介護者ともに 5割引	乗車料金支払い 窓口車内で手帳提示
第2種の身体障害者手帳及び第2種の知的障がい者手帳を持っている人	本人のみ5割引	

## 航空運賃の割引

障がいの程度に関わらず手帳を提示できる人全員に対して、介護者1名まで割引が適用されます。  
各航空会社によって運賃や手続き等取扱いが異なりますので、ご利用前に必ず航空会社へご確認ください。

対象者	割引内容	問い合わせ先
身体障害者手帳を持っている人と介護者1名	各航空会社により 異なる	各航空会社 航空券販売窓口
療育手帳を持っている人と介護者1名		
精神障害者保健福祉手帳を持っている人と介護者1名		

## タクシー料金の割引

対象者	割引内容	手続き内容
身体障害者手帳または療育手帳を持っている人	1割引	車内で手帳提示

## タクシー初乗り料金の助成

問い合わせ 保健福祉課 電話：72-5887

重度の障がい者がタクシーを利用する際の初乗り料金を助成します。ご利用には事前に申請が必要となります。

対象者	申請方法	助成内容
身体障害者手帳1級または下肢・体幹・視覚2級、下肢3級 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 ※本人が自動車所有の場合、または家族が自動車税の減免を受けている場合は対象外	役場保健福祉課でタクシーチケットの交付申請をしてください。	基本料金のみ助成 (上限660円/枚) (年間48枚限度)

身体障がい者本人が運転する場合、または重度の身体障がい者もしくは重度の知的障がい者の人が同乗し、障がい者ご本人以外の人が運転する場合に割引の対象となります。

対象者	対象となる自動車の範囲	割引率
身体障害者手帳を持っている人	身体障がい者本人が運転する乗用自動車等で、障がい者本人、配偶者、同居の親族等が所有するもの	通常料金の5割引
第1種の身体障害者手帳またはA1・A2の療育手帳を持っている人	介護者が運転し障がい者が同乗する乗用自動車等で、障がい者本人、配偶者、同居の親族等が所有するもの	

※障がい者1人につき1台が対象で、トラック、営業用自動車は該当しません。

### 申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳または療育手帳、車検証、免許証（障がい者本人が運転する場合）
- ・ETC利用者は、ETCカード（本人名義。20歳未満の場合は保護者名義で可）
- ・ETC車載器の管理番号が確認できるもの（セットアップ証明書等）

## じどうしゃ うんてん めんきょ しゅとく ひょう じよせい じぎょう 自動車運転免許取得費用助成事業

障がい者が、免許の取得により就職など社会活動への参加に効果があると認められる場合、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。助成を希望される場合は、事前に保健福祉課までお問い合わせください。

### ●対象者

4級以上の身体障害者手帳を所持する人

### ●助成額

取得費用の2／3以内（助成限度額10万円）

## じどうしゃ かいぞうひ じよせい じぎょう 自動車改造費助成事業

就労などに伴い、身体障がい者本人が所有し運転する自動車を障がいに応じて改造する場合、その費用の一部を助成します。助成を希望される場合は、改造前に保健福祉課までお問い合わせください。

### ●対象者

就労に伴い自動車を必要とする1級～2級の上肢、下肢または体幹機能障がい者

### ●助成額

自動車の操作装置等の改造に要した費用（助成限度額10万円）

## ちゅうしやきんし じょがい していしゃ ひょうしょう こうふ 駐車禁止除外指定車標章交付

身体障がいなどを理由として歩行困難な人が使用する車両は、「駐車禁止除外指定車標章（身体障害者等用）」を掲出することにより、駐車禁止場所または時間制限駐車区間（パーキングメーター）の駐車禁止規制の対象から除外されます。「駐車禁止除外指定車標章」の申請手続きやお問い合わせは、管轄の警察署において受け付けています。

## せんよう りょうしょう せいど ハートフル専用パーキング利用証制度

障がいのある人などが利用できるハートフル専用パーキング（身体障害者等専用駐車場）を適正にご利用いただくため、利用証（ハートフルパス）を交付し、駐車スペースの確保を図ります。この制度に賛同する福井県内の施設の障がい者専用駐車場で利用できます。

# 4. 年金・手当

## 障害基礎年金（国民年金）

問い合わせ

じゅうみんせいかつか  
住民生活課

電話：72-7703

障がいの原因となった傷病の初診日が国民年金加入中にある人や、国民年金の資格を喪失した後、日本国内にお住まいでの60歳から65歳の間に初診日がある人で、障害等級表の1級または2級に該当する障がいの状態となり、保険料の納付要件を満たしているときに支給されます。また、20歳前に初診日があり、障害等級表の1級または2級に該当する状態にある場合には、20歳から支給されます。ただし、この場合、所得制限があります。

### ●支給額（額については改定されることがあります）

1級年額 993,750円、2級年額 795,000円（2023年度）

## 障害厚生年金（厚生年金）

問い合わせ

つるが ねんきん じむしょ  
敦賀年金事務所

電話：0770-23-9904

厚生年金加入中に初診日があって、障害等級表の1級～3級に該当する障がいの状態になり、保険料の納付要件を満たしている場合に支給されます。

### ●支給額

1級～3級、本人の報酬額を基に算定されます。

## 特別障害者手当

問い合わせ

ほけん ふくしか  
保健福祉課

電話：72-5887

身体または知的・精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の重度障がいのある人に対し手当が支給されます。

### ●支給要件

- 施設に入所していないこと
- 病院等に継続して3ヶ月を超えて入院していないこと
- 毎年の所得が基準以下であること

### ●手当額（額については改定されることがあります）

月額 27,980円（2023年度）

### ●支給月

- 5月、8月、11月、2月
- 申請月の翌月から支給対象となります。

### 申請に必要なもの

- 印鑑
- 戸籍謄本
- 住民票謄本
- 身体障害者手帳及び療育手帳  
所持者はその手帳
- 本人名義の預貯金通帳
- 特別障害者手当認定診断書
- 年金受給者は証書
- マイナンバーがわかるもの

## 障害児福祉手当

問い合わせ

みらいか  
こども未来課

電話：72-6154

身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活に常に介護を必要とする在宅の20歳未満の重度障がいのある人に対し手当が支給されます。

### ●支給要件

- 施設に入所していないこと
- 障がいを支給事由とする他の公的年金を受けていないこと
- 毎年の所得が基準以下であること

### ●手当額（額については改定されることがあります）

月額 15,220円（2023年度）

### ●支給月

- 5月、8月、11月、2月
- 申請月の翌月から支給対象となります。

### 申請に必要なもの

- 印鑑
- 戸籍謄本
- 住民票謄本
- 身体障害者手帳及び療育手帳  
所持者はその手帳
- 本人名義の預貯金通帳
- 障害児福祉手当認定診断書
- 年金受給者は証書
- マイナンバーがわかるもの

## 特別児童扶養手当

問い合わせ こども未来課 電話：72-6154

20歳未満で、身体または知的・精神に中度以上の障がいのある児童を扶養している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人に対し手当が支給されます。

### ●支給要件

- ・児童が児童福祉施設等に入所していないこと
- ・児童が障がいを理由として公的年金を受給していないこと
- ・扶養者の毎年の所得が基準以下であること

### ●手当額（額については改定されることがあります）

- ・1級の場合 児童1人につき月額 53,700円（2023年度）
- ・2級の場合 児童1人につき月額 35,760円（2023年度）

### 申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・戸籍謄本
- ・住民票謄本
- ・身体障害者手帳及び療育手帳  
所持者はその手帳
- ・申請者名義の預貯金通帳
- ・特別児童扶養手当認定診断書
- ・マイナンバーがわかるもの

## 福井県心身障害者扶養共済制度

問い合わせ 保健福祉課 電話：72-5887

心身障がい者の保護者等が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者等が万一死亡、または重度障がいになったとき、残された心身障がい者に終身一定額の年金が支給される制度です。

## 高浜町重症心身障害児（者）手当

問い合わせ 保健福祉課 電話：72-5887

こども未来課 電話：72-6154

年金・手当等の公的制度を利用できない障がいがある人を経済的に支援する制度です。対象となる人は、身体障害者手帳3級以上またはIQ35以下（療育手帳取得時の判定参考）の人で、公的年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の受給資格要件に該当しない人に支給されます。

### ●支給要件

- ・前年の所得額が一定額以下であること
- ・福祉施設に入所していないこと
- ・公的年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等を受給していないこと

### ●手当額（額については改定されることがあります）

月額 3,000円

### ●支給月

- ・10月、4月
- ・申請月の翌月から支給対象となります。



# 5. 自立支援医療制度

自立支援医療制度とは、障がいの治療にかかる医療費の自己負担を少なくする制度です。通常の医療費が原則3割負担なのに対して、自立支援医療制度の対象となる場合、原則1割負担となります。さらに所得区分に応じて、月額の自己負担上限額が適用されます。自立支援医療制度の対象となる治療を受ける場合はこの額を超えて支払いを求められることはありません。

自立支援医療制度には、「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」の3種類があります。

## 更生医療

問い合わせ 保健福祉課 電話：72-5887

身体障害者手帳を所持している18歳以上の人で、手術などにより障がいが改善または、機能の維持が保たれる見込みがある場合、その医療費の一部が助成されます。

### ●対象となる治療例

人工関節置換術、人工腎臓透析、心臓手術、腎移植、肝移植、抗免疫療法など

## 育成医療

問い合わせ こども未来課 電話：72-6154

身体に障がいがある18歳未満の児童で、障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりするための手術等を必要とし、確実な治療効果が期待される場合、その医療費の一部が助成されます。※身体障害者手帳の有無は問いません。

## 精神通院医療

問い合わせ 保健福祉課 電話：72-5887

精神疾患で継続的な通院による医療が必要と認められる人が対象となりますので、医療機関でご相談の上申請してください。有効期間は最長1年間で有効期限の3か月前から再認定の手続きができます。

### 申請に必要なもの

- ・申請書
- ・指定医の意見書
- ・健康保険証
- ・印鑑（本人申請の場合不要）
- ・マイナンバーがわかるもの

※対象となる医療により書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。

※受給者証は福井県の判定を受けた上で交付されますので、お手元に届くまでに1～2か月程度かかります。



じりつ しえん いりょう りょうしゃ ふたん きほんてき わくぐみ  
**自立支援医療における利用者負担の基本的な枠組**

区分	世帯の収入状況 (※ 1)	自己負担上限月額	重度かつ継続に 該当する場合
生活保護	生活保護受給世帯	0 円	0 円
低所得 1	住民税非課税世帯 (本人収入 80 万円以下)	2,500 円	2,500 円
低所得 2	住民税非課税世帯 (本人収入 80 万円超)	5,000 円	5,000 円
中間所得 1	住民税課税世帯 (市町村民税 33,000 円未満)	医療保険の 自己負担限度額(※ 2)	5,000 円
中間所得 2	住民税課税世帯 (市町村民税 33,000 円～ 235,000 円未満)	医療保険の 自己負担限度額(※ 2)	10,000 円
一定所得以上	住民税課税世帯 (市町村民税 235,000 円以上)	制度の対象外	20,000 円 (※ 3)

※ 1 ここでいう「世帯」は、患者と公的医療保険を同じくする人の単位。なお、育成医療は「保護者の収入」で判定。

※ 2 経過措置として、2024 年 4 月以降も育成医療の上限月額は中間所得 1 で 5,000 円、中間所得 2 で 10,000 円を予定。

※ 3 経過措置として、2024 年 4 月以降も予定。

**【「重度かつ継続」の範囲】**

● **疾病・症状等から対象となる人**

[更生・育成]

じん臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法に限る）

肝臓の機能障がい（肝移植後の抗免疫療法に限る）の人

[精神通院]

①統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい（依存症等）の人

②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した人

● **疾病等に関わらず、高度な費用負担が継続することから対象となる人**

[更生・育成・精神通院]

医療保険の多数該当の人

# 6. 医療費の助成

じゅうど しょうがいしゃとう いりょうひ じょせい じぎょう  
重度障害者等医療費助成事業

問い合わせ 保健福祉課 電話：72-5887

障がいがある人とその家族の経済的負担を軽減するため医療費を助成します。

助成の対象となるのは、医療機関などで健康保険を使って受診されたときの一部負担金及び入院時の食事療養費です。

助成を受けるには、資格登録申請が必要となります（所得制限があります）。

じゅきゅうたいしょうしゃ じょせいがく  
【受給対象者・助成額】

受給対象者	助成額	
	医療費の一部負担金 (注1)	入院時食事療養費
身体障害者手帳 1級～3級	全額	全額
身体障害者手帳 4級	半額	半額
療育手帳 A1、A2、B1	全額	全額
精神障害者保健福祉手帳 1級、2級 (自立支援医療の受給者)	全額	—

注1 医療費の一部負担金（高額療養費、付加給付がある場合、その額を控除した額）とは、病院・歯科医・調剤薬局・整骨院などの医療機関において保険の給付が受けられるものを指します。

※自己負担分については、助成の対象外となります。

（例：通院のための交通費、薬の容器代、健康診断料、文書料など）

## ●受給資格の登録【助成を受けるには登録が必要となります】

役場保健福祉課にて、重度障害者等医療費受給資格認定申請書の届出が必要です。

### 申請に必要なもの

1. 身体障害者手帳、療育手帳、自立支援受給者証、精神障害者保健福祉手帳
2. 健康保険証
3. 印鑑
4. 通帳

※転入の場合は、「所得証明書」も必要となります。

※資格が認定されると、受給資格者証を交付します（受給期間は8月から1年間）。

※毎年、所得確認をした上で更新されます。

してい なんびょう いりょうひ じょせい  
**指定難病の医療費助成について**

問い合わせ わかさ けんこう ふくし  
**若狭健康福祉センター**  
電話 : 52-1300

原因不明で治療方法が確立していない難病のうち対象難病で保険給付の対象となった医療費の一部を助成する制度です。まずは主治医にご相談ください。

しょうに まんせい とくてい しつべい いりょうひ じょせい せいど  
**小児慢性特定疾病医療費助成制度**

問い合わせ わかさ けんこう ふくし  
**若狭健康福祉センター**  
電話 : 52-1300

小児慢性特定疾病医療費助成制度は、「児童福祉法」に基づき、慢性的な疾病により長期にわたって療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、経済的な負担軽減を図るため医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。まずは主治医にご相談ください。

こうき こうれいしゃ いりょう せいど しょうがいしゃ とくれい  
**後期高齢者医療制度の障害者特例**

問い合わせ じゅうみんせいいかつか  
**住民生活課** 電話 : 72-7703

一定の障がいがある 65 歳以上 75 歳未満の人は、申請して認定されると 75 歳以上の人と同様に後期高齢者医療保険制度に加入することができます。

●対象者

- ・国民年金証書（障害年金 1 級・2 級）を受けている人
- ・身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級及び 4 級の一部に該当する人  
4 級の一部とは、音声・言語機能障がいと下肢障がいの一部（両下肢のすべての指を欠くもの、一下肢を下腿の 2 分の 1 以上欠くもの、一下肢の機能の著しい障がい）をいいます。
- ・療育手帳 A1・A2 の人
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級に該当する人



# 7. 障害福祉サービス

障害福祉サービスとは、「障害者総合支援法」に基づいて提供されるサービスのことをいいます。身体や精神に障がいのある人や特定の疾患のある人が地域のなかで生活を続けていけるよう、自宅や施設での介護や自立訓練などのさまざまなサービスを、原則として利用料金の1割負担で受けることができます。

## 【サービスの種類】

種類	サービスの名称	内容	
介護給付	訪問系	身体介護	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
		家事援助	自宅で、調理、洗濯、買い物などの家事を行います。
		通院等介助	病院などへの通院などの介助を行います。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事の介助や外出時の移動支援などを総合的に行います。	
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、必要な情報提供や介護を行います。	
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出支援を行います。	
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護の必要性が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。	
日中活動系	短期入所(ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合に、短期間、施設へ入所できます。	
	療養介護	病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。	
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。	
	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。	
訓練等給付	居住系支援	自立生活援助	施設を利用していた障がいのある人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所付き合いなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。
		共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う居住で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
	訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練)	身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
		自立訓練(生活訓練)	生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援(A型・B型)	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類があります。
		就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。
相談支援	計画相談支援	申請時にサービス利用計案を作成、決定後に事業者等と連絡調整しサービス利用計画を作成します。またサービス利用状況等を検証(モニタリング)し、必要に応じて事業所などとの連絡調整や必要に応じたサービスの勧奨を行います。	
	地域移行支援	住居の確保など、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各種障害福祉サービス事業所への同行支援などを行います。	
	地域定着支援	常時、連絡体制を確保し障がいの特性に起因して生じた緊急事態などにおける相談、事業所などとの連絡調整など、緊急時の各種支援を行います。	

# しうがいふくし りよう 障害福祉サービス利用のしくみ

## きよたく ほうもん 居宅への訪問・ 外出への同行

## にっちゅう せいかつ かくしゅ かつどう 日中の生活・各種活動・ 就労の支援

## きよじゅう ば かくほ 居住の場の確保と 休日・夜間のケア

### 重度障害者等包括支援

(入所系以外のサービスを包括的に利用)

### 療養介護(入院)

### 短期入所(ショートステイ)

#### 重度訪問介護

##### 居宅介護(ホームヘルプ)

##### 行動援護

##### 同行援護



自宅

#### 生活介護

##### 自立訓練(機能訓練)

##### 自立訓練(生活訓練)

##### 就労継続支援(A型)

##### 就労継続支援(B型)

##### 就労移行支援

#### 通い

「居住の場」と「日中活動の場」を分けています。



施設入所支援

#### 日中サービス支援型



共同生活援助  
(グループホーム)

#### 計画相談支援

障がい者の置かれている状況や抱えている悩みの相談に応じ、必要な障害福祉サービスの利用につなげる支援や、関連機関との連絡調整などを行う。

## びょういん しせつ で ちいき じりつ にちじょう せいかつ おく 病院や施設を出て、地域で自立した日常生活が送れるようサポート

#### 自立生活援助

定期的な訪問で生活状況や健康状態を確認

#### 地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等に対応



#### 地域移行支援

住居の確保、関係機関との調整、外出への同行支援



・病院  
・障害者支援施設  
・グループホーム

## サービスの申請から利用までの流れ

障害福祉サービスを利用するには申請が必要になります。申請は、保健福祉課で受け付けます。



## 障害福祉サービスを利用したときの費用

障害福祉サービスを利用したときは、原則として費用の1割を自己負担します。ただし、所得に応じて上限額が決められていて、負担が重くなりすぎないようになっています。

### 利用者負担には上限額が決められています

#### 【利用者負担の上限額】

区分	世帯（障がい者本人と配偶者）の収入状況	自己負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円未満） ※入所施設利用者、グループホーム及び宿泊型自立訓練利用者を除く	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円

#### 【利用者負担の軽減措置】

項目	内容・対象者等
通所サービス利用	通所サービス利用者で生活保護、低所得、一般 1 世帯の場合は、食費（人件費 + 食材料費）のうち、食材料費のみの負担となるよう食費負担の軽減があります。食材料費は施設ごとに額が設定されるため、施設の食事提供加算により異なります。
入所施設利用	20 歳以上の入所施設利用者で生活保護、低所得世帯の場合、一定額が手元に残るよう、食費・光熱水費の負担軽減があります。
グループホーム利用	グループホーム利用者で生活保護、低所得世帯の場合、家賃を対象として、月額 1 万円を上限に補足給付が行われます。



# 8. 補装具費・日常生活用具

## 補装具の交付・修理

問い合わせ

保健福祉課

電話：72-5887

身体障害者手帳を持っている人や難病患者などの人に、身体上の障がいを補うための用具（補装具）の交付・修理費を一部助成します（一定以上の所得がある世帯は補助対象外となります）。

原則として費用の1割は自己負担になりますが、世帯の所得状況等に応じて自己負担金の上限額が設定されています。

- 補装具の交付・修理を受けるには、事前申請が必要となりますので、事前にお問い合わせください。購入後に申請されても助成できません。
- 補装具の種類により、必要書類が異なります。また、交付には装具ごとに細かい基準があり、福井県の指定医の判定が必要な場合があり、交付までに2～3か月程度かかることがあります。
- 介護保険等他の制度により給付が可能な場合には、この制度の対象となりません。

### 申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・マイナンバーがわかるもの
- ・見積書
- ・医師意見書（装具によって書式が異なります）

### 【主な補装具一覧】

障がいの別	装具名	機能等
肢体不自由	義肢 (義手・義足)	手足の機能を補完するための人工的な手足
	装具 (上肢・下肢・靴型)	四肢や体幹の機能障がいの軽減を目的とする補装用具
	車いす	歩行困難な人が移動に利用するもの（普通型・手押し型など）
	電動車いす	バッテリーを電源とし、モーターで動く車いす（普通型・簡易型など）
	歩行補助つえ	歩行を補助するもので、松葉つえや多点つえ、肘の下が固定されぐらつきにくいもの（ロフストランドクラッチ）など
	歩行器	6輪型、4輪型など歩行を補助するための機器で、安定した姿勢保持と転倒の防止のためのもの
視覚障がい	眼鏡	矯正眼鏡・弱視眼鏡・遮光眼鏡など
	安全つえ	普通用・携帯用など
聴覚障がい	補聴器	ポケット型・耳かけ型・耳あな型など
重度の肢体不自由 及び音声・ 言語障がい	意思伝達装置	手の指先、足、目のまばたきなどでスイッチなどを操作して短文の選択や文字を拾って文章の作成ができる装置
難病患者等	車いす・意思伝達装置	医師の診断書などが必要となる場合があります

※品目ごとに耐用年数が定められています。耐用年数内は原則として再交付できません。

在宅の重度障がい者（児）や難病患者などの人の日常生活の利便を図るために、日常生活用具費を一部助成します（一定以上の所得がある世帯は補助対象外となります）。

原則として費用の1割は自己負担になりますが、世帯の所得状況などに応じて自己負担金の上限額が設定されています。

- 日常生活用具費の助成を受けるには、事前申請が必要となりますので、必ず購入前に申請してください。購入後に申請されても助成できません。
- 対象者や性能、補助の基準額については細かい基準がありますので事前にお問い合わせください。
- 居宅生活動作補助用具（住宅改修）については、他に必要な書類がありますので事前にお問い合わせください。

**申請に必要なもの**

- ・障がい者手帳
- ・マイナンバーがわかるもの
- ・見積書

※用具によっては医師意見書等が必要な場合があります。

にちじょうせいかつようぐいちらん  
【日常生活用具一覧】

種別	品目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト 訓練いす（児童のみ）、訓練用ベッド（児童のみ）
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車 盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）、視覚障害者用ワードプロセッサー（共同利用）、点字図書
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等（紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品）、収尿器
住宅改修費	居宅生活動作補助用具

※品目ごとに給付対象者や基準額、耐用年数が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

# 9. 日常生活支援

じゅうたく かいぞう じょせい じぎょう  
住宅改造助成事業

問い合わせ 保健福祉課 電話：72-5887

重度の障がいのある在宅の人で自立促進、寝たきり防止、介護者の負担軽減を図ることを目的として行われる住宅改造（原則として増築・改築を除く）に必要な経費について一部助成します。

新築は対象になりません。改造後の申請はできませんので必ず事前にお問い合わせください。

## ●対象者

高浜町に住所を有する在宅の視覚障がい者または肢体不自由者で2級以上の身体障害者手帳を所持する人

## ●補助率及び助成額

対象工事費の8割（ただし助成限度額80万円、条件により60万円限度の場合あり）

### 申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・工事見積書
- ・図面
- ・写真（改造前・改造後）

にっちゅう いちじ しん じぎょう  
日中一時支援事業

問い合わせ 保健福祉課 電話：72-5887 こども未来課 電話：72-6154

施設等において、障がい者（児）を宿泊を伴わない範囲で一時的に預かり、活動の場の提供や見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を支援します。事前に保健福祉課・こども未来課までお問い合わせください。

## ●対象者

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められた障がい者（児）

## ●利用料

原則としてサービス費用の1割は自己負担

ほうもんにゅうよく じぎょう  
訪問入浴サービス事業

問い合わせ 保健福祉課 電話：72-5887  
こども未来課 電話：72-6154

在宅で入浴が困難な重度の障がい者（児）に、巡回入浴車で利用者宅を訪問し入浴サービスを行います。事前に保健福祉課・こども未来課までお問い合わせください。

## ●対象者

居宅を訪問して入浴を支援する必要があると町長が認めた在宅の障がい者等

## ●利用料

原則としてサービス費用の1割は自己負担

いどう しん じぎょう  
移動支援事業

問い合わせ 保健福祉課 電話：72-5887 こども未来課 電話：72-6154

単独で外出するのが困難な障がい者等に対して、余暇活動等の社会参加のための外出で、原則として1日の範囲内で用務を終える移動に対して支援を行います。事前に保健福祉課・こども未来課までお問い合わせください。  
※定期通院、通勤、通学、営利を目的とした外出は対象外です。

## ●対象者

外出時に移動等の支援が必要と町長が認めた障がい者等

## ●利用料

- ・介護有り：30分ごとに200円
- ・介護無し：30分ごとに75円

※6:00～8:00及び18:00～22:00は25%加算

## ちいき かつどう しえん じぎょう 地域活動支援センター事業

問い合わせ 保健福祉課 電話：72-5887  
こども未来課 電話：72-6154

障がいのある人に身近な地域で、通所において創作的活動または生産活動の機会を提供したり、障がいのある人が社会との交流促進を図ります。事前に保健福祉課・こども未来課までお問い合わせください。

### ●対象者

地域において就労が困難と町長が認めた在宅生活をしている障がい者

### ●利用料

利用料は無料ですが、創作活動等の材料代や入浴サービスを利用される場合は、実費相当分が発生することがあります。詳しくは事業所に直接お尋ねください。

## いし そつう しえん じぎょう 意思疎通支援事業

問い合わせ 保健福祉課 電話：72-5887  
こども未来課 電話：72-6154

障がいにより意思疎通を図ることに支障のある障がい者に手話通訳者、要約筆記奉仕者等を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

### ●対象者

聴覚、音声機能、言語機能の障がいのため意思疎通を図ることに支障があると認められる障がい者等

### ●利用料

無料

## よう いりょう こうい つうがく じどう せいと がくしゅう しえん じぎょう 要医療行為通学児童生徒学習支援事業

問い合わせ こども未来課 電話：72-6154

導尿等の医療行為を必要とする児童生徒が通学する普通学校に看護師を派遣し支援を図ります。

### ●対象者

学校に通学する児童生徒であって、保護者の付添い介護による医療行為がなければ通学できない児童生徒

### ●利用方法

事前にこども未来課までお問い合わせください。

## しょう しゃ しえん しせつとう つうしょ こうつうひ じょせい じぎょう 障がい者支援施設等通所交通費助成事業

問い合わせ 保健福祉課 電話：72-5887

町内に居住し、公共交通機関を利用して町外の障がい者施設等に通所する交通費の一部を助成します。事前に保健福祉課までお問い合わせください。

### ●対象となる障がい者施設等

生活介護を行う施設、就労移行支援を行う施設、就労継続支援を行う施設、地域活動支援センター、左記施設に類する施設と町長が特に認めた施設

### ●助成額

「通所1回あたりの交通費(往復)×通所回数」または「6ヶ月定期乗車券代」のいずれか少ない金額の8割(100円未満切り捨て)

# 10. その他の事業

たかはまちょう しんたい しょうがいしゃ ふくし きょうかい  
**高浜町身体障害者福祉協会**

たかはまちょう しゃかいふくし きょうぎかい  
**高浜町社会福祉協議会**  
電話：72-2411

身体障がい者の福祉の増進と会員の社会参加を促進するための活動をします。

## ●主な活動

各種スポーツ大会への参加、レクレーションの実施、各種相談等

かくしょう しゃ かぞくかい  
**各障がい者家族会**

障がい者やその家族などで構成された団体です。障がい者の福祉の向上と会員の親睦や交流を深めるために活動を行っています。

せいかつ ふくし しきん かしつけ  
**生活福祉資金貸付**

たかはまちょう しゃかいふくし きょうぎかい  
**高浜町社会福祉協議会**  
電話：72-2411

心身障がい者世帯に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むため、資金の貸付を行います。貸付条件がありますので詳しくは一度お問い合わせください。

ゆうびん とうひょう せいど ふざいしゃ とうひょう  
**郵便による投票制度（不在者投票）**

たかはまちょう せんきょかんり いいんかい  
**高浜町選挙管理委員会**  
電話：72-7700

郵便による不在者投票制度は、「身体障害者手帳」か「戦傷病者手帳」をお持ちで特定の要件に該当する人、または「介護保険の被保険者証」の要介護状態区分が「要介護 5」と認定された人が、自宅などから郵送等（郵便または信書便）で投票できる制度です。

ひなん こうどう ようしえんしゃ しえん せいど  
**避難行動要支援者支援制度**

ほけん ふくしか  
**保健福祉課 電話：72-5887**

高浜町では、「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害発生時に安否確認や避難の手助けなどを、迅速で安全に行うことができる体制づくりを進めています。

作成した名簿情報は、災害が発生した、または発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の生命または身体を保護するために町が特に必要と判断したとき、避難支援などを行う人に提供し、速やかな安否確認を行います。

また、避難行動要支援者本人が名簿情報の提供について事前に同意している場合は、消防機関・警察・民生委員・社会福祉協議会・自主防災組織などの避難支援等関係者へ名簿情報を提供することが可能となり、より実効性のある避難支援などに備えることができます。

## ●対象者

生活の基盤が自宅にあり、下記に当てはまる人

- ・要介護認定 3～5 を受けている人
- ・身体障害者手帳 1 級、2 級を所持する人
- ・療育手帳 A1、A2 を所持する人
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する人で単身世帯の人
- ・障害者総合支援法に基づく介護給付を受けている難病患者
- ・上記に該当しないが、災害時の避難に支援を希望する人

# 11. 相談窓口、関係者連絡先

## 障害者相談支援事業所

高浜町では、障がいのある人やそのご家族、関係機関などからのさまざまな相談を受け付ける相談支援事業を下記の2事業所に委託しています。

### 相談支援センター若狭ねっと

- 所在地：若狭町市場 21-8-7
- 電話：0770-62-0025
- 営業日：月曜日～金曜日（土曜日、日曜日・祝日・年末年始は休業）

### 若狭つくし会

- 所在地：小浜市水取4丁目4-5
- 電話：0770-53-1286
- 営業日：月曜日～金曜日（土曜日、日曜日・祝日・年末年始は休業）

## 身体障害者更生相談

問い合わせ 福井県総合福祉相談所  
電話：0776-24-5135

医療的相談（障害程度・更生医療）や補装具に関する各種相談に応じます。

- 電話相談 平日 8:30～17:15（相談は福井県総合福祉相談所へ）
- 定例相談 開催毎月1回、場所：小浜病院（事前予約必要）

## 身体・知的障害者相談員制度

問い合わせ 保健福祉課 電話：72-5887

障がい者やその関係者の中から選ばれた相談員が地域の中で、身近な相談に応じます。

- 身体・知的障害者相談員：町内に2名

## 成年後見制度

問い合わせ 高浜町地域包括支援センター  
電話：72-6120

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の、財産管理や身上監護などを成年後見人などが行うことで、本人の意思を尊重し、法律面や生活面で支援します。

ご相談にも対応しますので、検討している人は一度ご相談ください。

## 敦賀年金事務所出張相談

問い合わせ 敦賀年金事務所  
電話：0770-23-9904

年金に関する出張相談を、毎月2回小浜市で開催しています。事前予約が必要となりますので、事前に敦賀年金事務所へ連絡の上ご利用ください。

- 開催場所：小浜市文化会館（小浜市大手町7-32）
- 日 時：毎月第2・4木曜日 10:00～15:00
- 備 考：年金手帳、年金証書、本人確認できるものをご持参ください。

### 相談日予約専用ダイヤル 敦賀年金事務所

- 電話：0770-23-9905
- 電話受付時間 8:30～17:15（土曜日、日曜日・祝日・年末年始は休業）



たかはまちょう  
**高浜町**  
しょう しゃ ふくし  
**障がい者福祉ガイドブック**

れいわ ねん がつ  
**令和6年3月**

はっこう たかはまちょう ほけんふくしか  
**発行:高浜町保健福祉課**

ふくいけん おおいん たかはまちょう わだ  
**〒919-2201 福井県大飯郡高浜町和田117-68**

**TEL:0770-72-5887 FAX:0770-72-6109**

**e-mail:fukushi@town.takahama.lg.jp**